

| | |
|-------------|-------|
| がん検診に関する検討会 | |
| 平成15年12月3日 | 参考資料② |

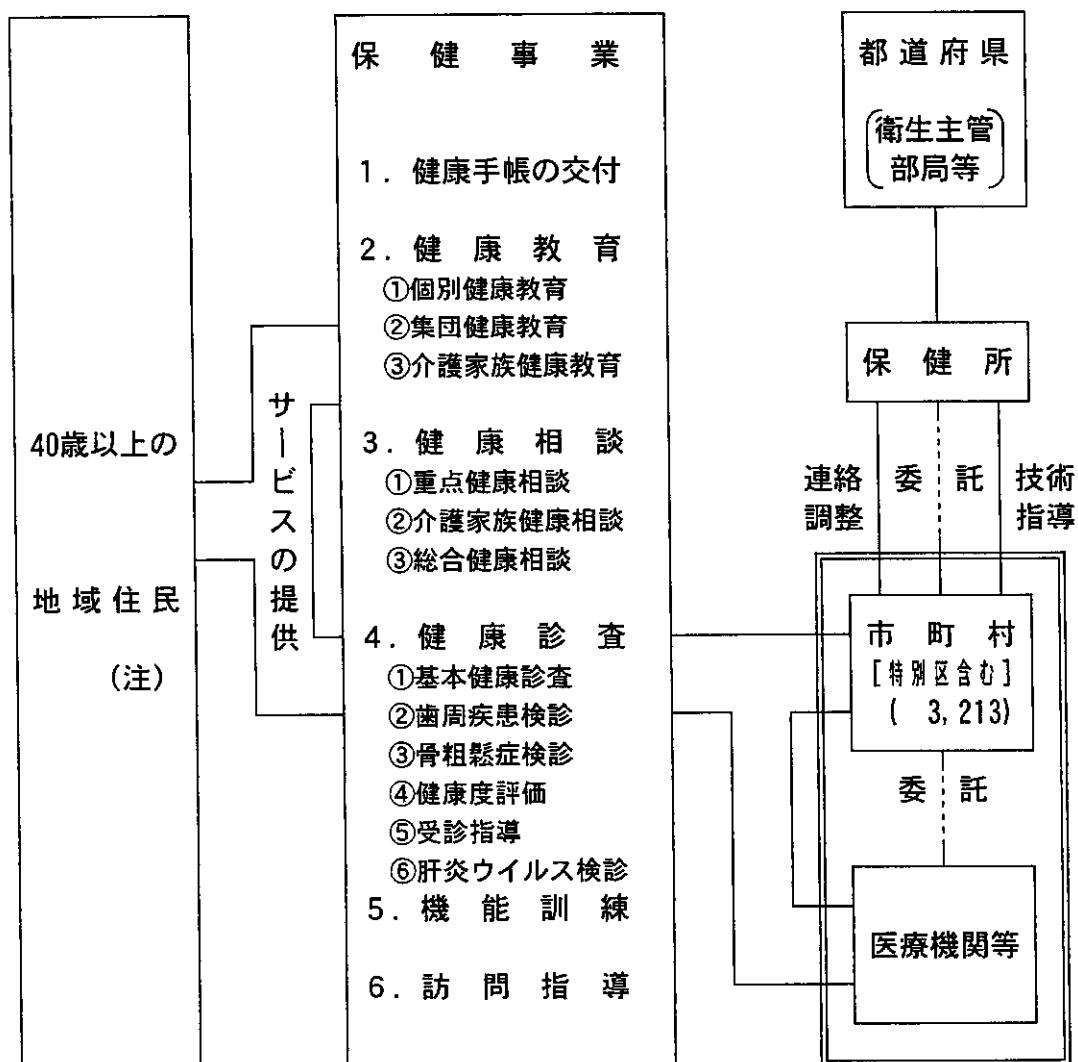
老人保健事業関連資料

老人保健事業

○保健事業の実施体制

- ・医療等以外の保健事業は、下記の6事業からなり、市町村が、40歳以上の居住者を対象として行っている。
- ・壮年期からの健康づくりと、脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を図るとともに、高齢者が介護を要する状態に陥ることを予防し、その自立を促進・援助することなどを主眼としている。

[保健事業（医療等を除く）実施体制]



(注) 医療保険各法その他の法令に基づく事業のうち医療等以外の保健事業に相当する保健サービスを受けた場合又は受けることが出来る場合は、対象にならない。

老人保健事業（ヘルス事業）の推移

昭和 57 年度
第 1 次計画

事業内容

- ・ 健康手帳の交付
- ・ 健康教育
- ・ 健康相談
- ・ 健康診査
 - 一般診査（問診・身体測定・理学的検査・血圧測定・検尿）
 - 精密診査（心電図・眼底検査・貧血検査・血糖検査）
 - がん検診（胃・子宮）
- ・ 機能訓練
- ・ 訪問指導（寝たきり者・要注意者）
 - * 昭和61年度より、一般診査に総コレステロール・肝機能検査を追加

昭和 62 年度
第 2 次計画

- 重点健康教育の導入（肺がん予防・乳がん予防・寝たきり予防・歯）
- 重点健康相談の導入（病態別・歯・老人）
- 基本健康診査の導入（一般診査（必須）と精密診査（選択）を同時に実施）
- がん検診の項目追加（子宮体部・肺・乳）
 - * 平成 2 年度より：重点教育に骨粗しょう症予防、病態別が追加
 - 健康診査に生活習慣改善指導事業を導入

平成 4 年度
第 3 次計画

公衆衛生審議会老人保健部会に設置された小委員会において検討

- 重点健康教育の項目追加（大腸がん予防・糖尿病予防）
- 重点健康相談の項目追加（糖尿病）
- 基本健診の項目追加（HDL-コレステロール・中性脂肪・γ-GTP・クレアチニン）
- 総合健康診査の導入
- がん検診の項目追加（大腸）
- 訪問指導の対象拡大（生活習慣改善指導対象者・痴呆性老人）

平成 7 年度
第 3 次計画
中間見直し

老人保健福祉審議会保健サービス部会に設置された専門委員会において検討

平成 10 年度

- 基本健康診査の項目追加（血糖検査・ヘモグロビンA1c）
- 総合健康診査の項目追加（骨粗しょう症・歯周疾患）
- 機能訓練の B 型（地域参加型）の創設

がん検診費、重点健康教育費のがん関係予防健康教育（肺がん、乳がん、大腸がん）にかかる経費等の一般財源化

平成 12 年度
第 4 次計画

医療保険福祉審議会老人保健福祉部会に設置された専門委員会において検討

- 健康手帳の様式変更
- 健康教育の組み替え
 - ・ 個別健康教育（高血圧・高脂血症・糖尿病・喫煙者）
 - ・ 集団健康教育（歯周疾患・骨粗しょう症（転倒予防）・病態別・薬・一般）
 - ・ 介護家族健康教育
- 健康相談の組み替え
 - ・ 重点健康相談（高血圧・高脂血症・歯周疾患・骨粗しょう症）
 - ・ 総合健康相談
 - ・ 介護家族健康相談
- 健康診査の組み替え
 - ・ 基本健康診査（基本健康診査・訪問基本健康診査・介護家族訪問基本健康診査）
 - ・ 歯周疾患検診
 - ・ 骨粗しょう症検診
 - ・ 健康度評価
 - ・ 受診指導
- 機能訓練 A 型（基本型）の対象者見直し（介護保険との調整）
- B 型（地域参加型）の重点化
- 訪問指導の内容見直し（介護保険との調整）

第 4 次 計 画 は 平 成 1 6 年 度 で 終 了

○保健事業の一覧

| 種類 類 等 | | 対象者 | 内容 | 実施場所 |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 健康手帳の交付 | | ・老人保健法の医療の受給資格がある者 ・健診検査の受診者、要介護者等で希望する者 | ○医療受給者証及び医療の記録並びに医療の記録の補足 ○健康教育、健康相談、健診検査、機能訓練、訪問指導の記録 ○生活習慣行動等の把握 ○生活習慣病の予防及び老後における健康の保持と適切な医療のための知識等については、市町村が創意工夫し作成 | |
| 健康教育 | ・個別健康教育 | ・基本健診の結果「要指導」の者等 | ○個人の生活習慣を具体的に把握しながら、継続的に個別に健康教育を行う ・高血圧個別健康教育 ・高脂血症個別健康教育 ・糖尿病個別健康教育 ・喫煙者個別健康教育 | 市町村保健センター 医療機関等 |
| | ・集団健康教育 | ・40歳以上の者 ・必要に応じ、その家族等 | ○健康教室、講演会等により、以下の健康教育を行う ・幽門疾患健康教育 ・骨粗鬆症（転倒予防）健康教育 ・病態別健康教育 ・薬健康教育 ・一般健康教育 | |
| | ・介護家族健康教育 | ・40歳以上の者のうち、家族の介護を担う者等 | ○介護を行う者に発生しやすい健康上の問題に関する一般的な知識や留意事項 | |
| 疾患 | ・重点健康相談 | ・40歳以上の者 ・必要に応じ、その家族等 | ○幅広く相談できる窓口を開設し、以下の健康相談を行う ・高血圧健康相談・高脂血症健康相談・糖尿病健康相談・歯周疾患健康相談・骨粗鬆症健康相談・病態別健康相談 | 市町村保健センター等 |
| | ・総合健康相談 | | ○対象者の心身の健康に関する一般的な事項に関する指導、助言 | |
| | ・介護家族健康相談 | | ○家族等の介護を行う者の心身の健康に関する指導、助言 | |
| 検査 | ・基本健康診査 | ・40歳以上の者 | ○必須項目 ・問診・身体計測（身長、体重等）・理学的検査（視診、打聴診、腹部触診等）・血圧測定・検尿（糖、蛋白、潜血）、循環器検査（血液化学検査）（血清コレステロール、HDL-コレステロール、中性脂肪）、肝機能検査（血清GOT、GPT、γ-GTP）、腎機能検査（血清クレアチニン）、血糖検査 ○選択項目【医師の判断に基づき実施】・心電図検査・眼底検査・貧血検査（赤血球数、ヘモグロビン値、ヘマトクリット値）・ヘモグロビンA _{1c} 検査 | 市町村保健センター 保健所 検診車 医療機関等 |
| | ・訪問基本健康診査 | ・40歳以上の寝たきり者等 | ○基本健康診査の検査項目に準ずる | |
| | ・介護家族訪問健康診査 | ・40歳以上で家族等の介護を担う者 | ○基本健康診査の検査項目に準ずる | |
| 歯科 | 歯周疾患検診 | ・40歳及び50歳の者 | ○検診項目：問診 ・歯周組織検査 | |
| | 骨粗鬆症検診 | ・40歳及び50歳の女性 | ○検診項目：問診 ・骨量測定 | |
| | 健康度評価 ・生活習慣病の予防に関する健康度評価 ・介護を要する状態等の予防に関する健康度評価 ・生活習慣行動の改善指導 | ・40歳以上の者 | ○生活習慣行動質問票及び社会、生活環境等訪問表の配布 ○質問票の回答結果及び基本健康診査の結果等並びに問診等の方による食生活、運動、休養等に関する個人の生活習慣を把握、評価し、当該対象者にふさわしい保健サービスを提供するための計画を策定 ○個人に即した具体的な生活習慣改善方法の提示 | |
| 診査 | 肝炎ウイルス検診 | 節目検診（5歳刻み） 140、45、50、55、60、65、70歳で老人保健法に基づく基本健康診査の受診者 | ○C型肝炎ウイルス検査 ・HCV抗体検査 ・HCV抗原検査（必要な者のみ） ・HCV核酸増幅検査（必要な者のみ） ○HBs抗原検査（必要な者のみ） (注) 節目検診については基本健康診査とあわせて実施 | 市町村保健センター 保健所 検診車 医療機関等 |
| | 受診指導 | ・基本健康診査の結果「要医療」等と判定された者 | ○医療機関への受診指導 | |
| | | | | |
| 特徴 | 育毛 雪川 未来 | [A型（基本型）] ・40歳以上の者で・疾病、外傷 その他の原因による身体又は精神機能の障害又は低下に対する訓練を行う必要がある者 | ○市町村保健センター等適当と認められる施設で実施 ・転倒予防、失禁予防、体力増進等を目的とした体操 ・習字、絵画、陶芸、皮細工等の手芸 ・レクリエーション及びスポーツ、交流会・懇談会等 | 市町村保健センター 老人福祉センター 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設等 |
| | | [B型（地域参加型）] ・虚弱老人（寝たきり判定基準のランクJに相当する者） | ○集会場、公民館等の身近な施設や公園等の屋外で実施 ・スポーツや絵画・工芸等の創作を主体とした活動 ・交流会、懇談会及び地域の諸行事への参加等を主体とした活動 | 公民館、集会場、体育館、公園等の地域住民の身近な場所 |
| 言方 | 開口 手指 等 | ・40歳以上の者であって、その心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる者 | ○家庭における療養方法等に関する指導 ○介護を要する状態になることの予防に関する指導 ○保健における機能訓練方法、住宅改造、福祉用具の使用に関する指導 ○家族介護を担う者の健康管理に関する指導 ○生活習慣病の予防に関する指導 ○関係連絡制度の活用方法等に関する指導 ○痴呆に対する正しい知識等に関する指導 | 対象者の居宅 |

※介護家族健康教育・介護家族健康相談・機能訓練B型については、平成13年度から費用負担を介護予防・生活支援事業で対応